

保健省告示  
食品中の放射性物質基準  
(仮訳)

個人の権利・自由の制限についても規定している食品法（仏歴 2522 年）第 5 条及び第 6 条（3）並びに右規定の根拠となるタイ国憲法の第 29 条、第 33 条、第 41 条、第 43 条及び第 45 条に基づき、保健大臣は以下のとおり告示する。

1. 仏歴 2529 年 11 月 18 日保健省公示第 102 号食品中の放射性物質基準及び仏歴 2531 年 11 月 22 日保健省公示第 116 号食品中の放射性物質基準（第 2 部）を取り消す。
2. 放射性物質の汚染のある食品は、基準が規定された食品とする。
3. 2. に挙げた食品は、以下の基準を超えて放射性物質を含有してはならない。
  - (1) Iodine-131 は、100 ベクレル（／キログラム）もしくは（／リットル）を超えてはならない。
  - (2) Cesium-134 及び Cesium-137 は、合わせて 500 ベクレル（／キログラム）もしくは（／リットル）を超えてはならない。
4. 2. に基づく食品の輸入者は、食品の原産地国の所管する政府機関、食品の原産地国の所管する政府機関から認可を受けた他の機関、政府機関としての実験室、政府機関より委任を受けた、もしくは認可を受けた実験室及び国際基準に基づき、実験能力がある実験室であると認可の受けた実験室より、放射性物質の量及び生産地を明記する証拠を準備し、輸入の度毎に提示しなければならない。
5. 本告示は、大臣が告示する分類（Praphet）、種類（Chanit）、地域及び国について 2. に基づき規制する。
6. 本告示は、官報に掲載された翌日より効力が発生する。

告示日 2554 年 4 月 11 日

(ジュリン・ラックサナウイシット)  
保健大臣